

「第 47 回昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

日時：令和 3 年 10 月 22 日（金）

午後 1 時 15 分から午後 1 時 55 分まで

場所：昭島市役所本庁舎 4 階 402・403 会議室

1 本部長挨拶

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の基本的対策徹底期間における市の対策について別紙のとおり、決定し、実施をすることとした。

3 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症の基本的対策徹底期間における市の対応について

### 1 基本的対策徹底期間について

令和3年10月25日（月）から令和3年11月30日（火）まで

### 2 公共施設の利用について

- (1) すべての公共施設の利用時間の短縮等を解除し、通常どおりの貸出とする。  
ただし、新型コロナウイルス感染症対策として活用している施設については引き続き貸出を中止する。
- (2) 開館にあたっては、各施設にて感染症の再拡大防止対策を徹底する。
- (3) 利用者には引き続き、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染防止対策を図っての利用をするよう協力を依頼する。
- (4) 上記制限内容を参考に、施設ごとにホームページ等で利用にあたっての注意事項等を周知する。
- (5) 施設を利用しての会食や酒類の提供・持込は引き続き禁止する。

### 3 市主催の行事（イベント等）の開催制限について

- (1) 市主催の行事（イベント等）の開催にあたっては、東京都におけるイベントの開催制限及び業種別ガイドラインを参考に感染症の再拡大防止対策を徹底したうえで実施する。

※10月25日（月）～10月30日（土）の取扱いには、「リバウンド防止措置期間」の取り扱いを参照

#### 【東京都におけるイベントの開催制限】

	施設の収容定員	
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可
大声あり	収容定員の半分まで可	

※大声なし：クラシック音楽、演劇等

※大声あり：ロックコンサート、スポーツイベント等

### 4 その他

- (1) 青色パトロールカー及び可燃ごみ清掃車などでの広報等は休止し、今後の感染状況を踏まえて実施を検討する。
- (2) 自治会への配布物は11月1日（月）から再開する。

市町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R3合計
昭島市	88	78	46	174	639	201	13	0	0	0	0	0	1239
多摩地域	3037	4027	2056	7250	25736	6611	359	0	0	0	0	0	49076

